

## 令和3年度第2回茅ヶ崎市立松林公民館運営審議会会議録

議題	1 茅ヶ崎市教育基本計画審議会委員の推薦の選出について 2 令和3年度主催事業の報告について 3 令和4年度松林公民館予算（案）について 4 令和4年度松林公民館事業計画（案）について 5 諮問・答申について 6 その他
日時	令和4年3月29日（火）13時30分から14時50分まで
場所	茅ヶ崎市立松林公民館2階第2会議室
出席者氏名	会長：細田 勲 副会長：柴田 晴美 村松 章生、小澤 雅子、吉原 敏明、日比野 淳子 事務局：担当課長 菊池 修 主査 目瀬 敬子
欠席者氏名	小川 俊昭
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・茅ヶ崎市教育基本計画審議会委員候補者の推薦について</li> <li>・資料2 令和3年度主催事業報告</li> <li>・資料3－1 令和4年度予算説明資料（歳入）</li> <li>・資料3－2 令和4年度予算説明資料（歳出）</li> <li>・資料4 令和4年度事業計画案</li> <li>・資料5－1 諮問書</li> <li>・資料5－2 諮問に対する答申スケジュール</li> </ul>
会議の公開・非公開	公開
非公開の理由	—
傍聴者数	0人

### ◎事務局

ただいまより、令和3年度第2回茅ヶ崎市立松林公民館運営審議会を開催いたします。本日、御欠席の御連絡をいただいております委員さんは小川委員となっておりますが、茅ヶ崎市立公民館条例施行規則第13条第2項の開催要件を満たしておりますので、審議会を開催させていただきます。なお、本日傍聴のお申し出はございません。

次に、事前に配布した資料及び本日の配布資料の確認をいたします。

（資料確認）

それでは議事進行につきましては、茅ヶ崎市立公民館条例施行規則第13条第1項に基づ

き、細田会長に議事進行をお願いいたします。

◎細田会長

議事を進めてまいります。この会議は公開となっています。会議録を作成するにあたりまして、「茅ヶ崎市附属機関及び懇談会等の設置及び会議の公開等運営に関する要綱」により、委員に確認し記録を残すことになっております。確認については、会長一任としてよろしいでしょうか。

(各委員賛同)

それでは、「議題1、茅ヶ崎市教育基本計画審議会委員の推薦の選出について」、事務局説明を願います。

◎事務局

それでは、議題1 茅ヶ崎市教育基本計画審議会委員の推薦の選出についてご説明いたします。資料1「茅ヶ崎市教育基本計画審議会委員候補者の推薦について」をご覧ください。項番1では、令和4年2月1日付で茅ヶ崎市教育委員会教育長より、茅ヶ崎市公民館運営審議会委員連絡協議会会長あてに同協議会から推薦した委員の任期が切れるため、あらためて委員推薦依頼があり、次期の委員は、設立順で松林公民館運営審議会から推薦することとなっているため、審議会にて推薦の同意をいただくものである旨を説明しております。項番2から6では、任期は令和4年5月19日から令和6年5月18日までの2年間であること。活動回数は、令和4年度については、年3回1回2時間程度の会議を開催予定であること。会議開催場所は、主に市役所の会議室であること。報酬については、1回1万円であること。そして、最後に、第1回目の審議会は令和4年5月下旬を予定していることを説明しております。資料1の説明は以上でございます。委員の皆様におかれましては、本当にお忙しいところ申し訳ございませんが、茅ヶ崎市教育基本計画審議会委員の選出につき、よろしくご審議のほどお願いいたします。

◎細田会長

事務局の説明が終わりました。茅ヶ崎市教育基本計画審議会委員をお引き受けいただける方、どなたかいらっしゃいませんか。また、ご推薦いただけませんか。無いようでしたら、会長の私から推薦してもよろしいでしょうか。では、吉原委員に茅ヶ崎市教育基本計画審議会委員をお願いしてもよろしいでしょうか。

(各委員賛同)

吉原委員、よろしく願います。

続いて、議題2 令和3年度主催事業の報告について事務局から説明をお願いいたします。

## ◎事務局

令和3年度に開催いたしました、主催事業についてご説明いたします。資料2をご覧ください。令和3年度の前半、9月までにつきましては、新型コロナウイルス感染対策として、すべてZoomによるオンライン講座で開催いたしました。10月以降から、公民館に来館する通常の講座を徐々に開始いたしました。1子ども事業では、子ども将棋スペース、子ども将棋スペース杯、陶芸教室、書き初め教室を対面講座で開催いたしました。陶芸教室においては、来館かZoomによるオンライン講座のどちらかを選ぶ形で開催いたしました。参加者数はZoomでの参加者が17名、対面での参加者が15名となります。また、子どもの広場や子ども将棋スペースについては、引き続きZoomによるオンライン講座でも開催しております。2家庭教育支援関連事業におきましては、対面講座として、子育てフリースペース、健康増進課と共催でおこなっている乳幼児健康相談、公民館5館共催事業である「おやのめぐみ子育て講演会」を開催いたしました。このおやのめぐみ子育て講演会は、Zoom配信と、5館どこの公民館からでも、来館してオンライン映像で受講できる形で開催しました。Zoomでの参加25名、南湖公民館に来館が4名となっております。3シニア事業では、はじめてのハワイアンキルト、スマホ使い方講座、大人のチョークアート、演歌ビクスを対面講座で開催しました。シニア講座においては、Zoomでの講座は開催しておりません。4地域課題解決事業におきましては、対面講座で、鍼灸師簡単ストレッチ、しめ縄作り、大人の折り紙教室、新春落語、を開催することができました。Tシャツからバックを作るエコ活用法も3月31日開催予定です。中でも3月に開催した鍼灸師簡単ストレッチはZoomと対面講座を同時に開催するハイブリット方式での開催となりました。5学習成果活用・学習情報提供事業においては、10月に秋の山野草展を開催し、延べ64名の参加がありました。会場内に入れる人数制限を行いながらの開催となりました。これ以外に、新型コロナウイルスのオミクロン株流行によりまん延防止措置期間が延長になりましたので中止となった事業がいくつかございます。子どもボランティア講座、絵本講座、スクラップブック講座、文学講座等を対面講座で企画しておりましたが、講師との延期の日程調整ができない、Zoom講座への変更が難しいなどの理由から令和3年度の開催は中止となりました。主催事業の報告については以上です。

## ◎細田会長

事務局より説明が終わりました。何か質問はございますか。では質問やご意見が無ければ次に移ります。議題3、令和4年度松林公民館予算（案）について事務局から説明をお願いいたします。

## ◎事務局

それでは、議題3 令和4年度松林公民館予算（案）についてご説明いたします。資料3-1をご覧ください。

令和4年度予算につきましては、市の令和4年度事業実施方針及び予算編成方針により、コロナ禍の教訓を踏まえた事業、暮らしの質の向上に資する事業、まちの機能維持・強化に必要とされる事業が事業実施の柱とし、限られた予算の中で、市民の暮らしの質の向上に最善・最適であるかを十分検証し、これまでの延長線上で考えるのではなく新たな発想で事業を検討したうえで実施していくこととしております。では、資料3-1 令和4年度歳入予算（案）内訳表をご覧ください。歳入につきましては、財産収入と諸収入でございます。款17 財産収入につきましては、自動販売機の建物貸付収入でございます。

132,000円を見込んでおります。（2年度実績5,605円）款21 諸収入につきましては、自動販売機の電気使用に伴う電気料（2年度実績61,158円）と、印刷及び複写費用の自己負担金（2年度実績53,820円）の教育費雑入でございます。

教育費雑入につきましては、実績ベースで117,000円を見込んでいますところ。次に資料3-2 令和4年度事業別歳出予算（案）内訳表をご覧ください。歳出につきましては、表中最上部区分欄の左側から010 公民館運営審議会委員経費、020 業務管理経費、030 施設維持管理経費、040 公民館活動費、050 新型コロナウイルス感染症対策事業費の5つの経費からなっております。表左側の縦1列目の区分01 報酬から下において19 負担金補助及び交付金までありまして、それぞれが二段書きになっております。上段が令和4年度、下段が令和3年度予算でございます。010 公民館運営審議会委員経費につきましては、総額230,000円で令和3年度と比較し、110,000円の増額となっております。予算の主な内訳について説明いたします。01 報酬220,000円は、委員の審議会出席に伴う年3回分の報酬及び県内で開かれる研修会等への参加報酬でございます。09 旅費10,000円は、県内で開かれる研修会等の旅費でございます。公民館運営審議会委員経費の説明につきましては、以上となります。

次に、020 業務管理経費につきましては、総額9,394,000円で令和3年度と比較し、195,000円の増額となっております。主な理由といたしましては、会計年度任用職員制度により、社会教育嘱託員及び夜間管理業務員が継続任用により昇給するための報酬等の増額が挙げられます。内訳を見ていきますと、01 報酬05 会計年度任用職員報酬7,525,000円及び03 職員手当等17 会計年度任用職員期末手当1,233,000円を計上いたしました。続きまして、09 旅費45,000円につきましては、社会教育嘱託員及び夜間管理業務員の通勤に伴う交通費及び社会教育嘱託員の研修等参加旅費の費用弁償となります。昨年度と比較しますと12,000円の増額となっています。

11 需用費をご覧ください。こちらは01 消耗品費（公民館の業務管理に係る消耗品が中心）、02 燃料費、06 修繕料（公用車の車検の関係）の合計となっており、66,

000円の増額となっております。次に、12役務費の181,000円につきましては、令和3年度と比較しまして、76,000円の減額となります。減額の要因といたしましては、隔年実施の公用車の車検、講義室カーテンのクリーニングについて令和4年度は未実施年のためです。内訳を見ますと、01通信運搬費140,000円は電話代で、03手数料41,000円はグランドピアノ調律、公用車の12か月点検手数料などに要するものでございます。次に、14使用料及び賃借料93,000円は、印刷機のリース料及びNHK放送受信料となります。また、19負担金補助及び交付金8,000円は、人事異動により新館長となった場合の防火管理者講習会受講料を計上したものでございます。業務管理経費の説明につきましては、以上となります。次に、030施設維持管理経費につきましては、総額1,595,000円で、令和3年度と比較し、2,523,000円の減額となります。主な減額理由といたしましては、令和3年度に実施した高圧負荷開閉器他改修工事2,332,000円の15工事請負費の減額でございます。それでは、内訳についてご説明いたします。

05光熱水費868,000円につきましては、令和3年度に比較し、29,000円の減額となります。06修繕料の181,000円は、令和3年度に比べ241,000円の減額となります。こちらにつきましては、厳しい財政状況のもと、法定点検にて修繕が必要とされたもののみ計上したため減額とさせていただきました。しかしながら、開館から40年近く経過し、施設維持に係る修繕については、利用者の皆さんの利便性向上を図るため、修繕の必要性があるものについては、計上していきたいと考えております。

次に、12役務費05火災保険料10,000円は令和3年度と同額となります。

13委託料536,000円につきましては、公民館の機械警備委託契約、高木の剪定及び高木伐採委託となります。施設維持管理経費の説明は以上となります。040公民館活動費につきましては、公民館における主催事業に関する経費として883,000円を計上してございます。令和3年度当初予算は新型コロナウイルス感染症対応のための市全体としての事業精査のため、0円でしたが、令和3年第2回市議会定例会で補正予算として572,000円を承認いただいております。令和3年度補正予算と比較しますと、311,000円の増額となります。なお、内訳ですが、講座実施に伴う講師謝礼代としての報償費642,000円（令和3年度補正予算481,000円から161,000円増額）、講座実施に伴う消耗品費として91,000円（令和3年度補正予算と同額）、公民館まつり委託料として150,000円（令和3年度補正予算0円から150,000円増額）でございます。050新型コロナウイルス感染症対策事業費につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用し、感染拡大防止の対策として、感染防止用品を購入するための経費として88,000円を計上してございます。令和3年度当初予算は0円でしたが、令和3年5月市議会臨時会で補正予算として50,0

00円承認いただいております。令和3年度補正予算と比較しますと、38,000円の増額となります。

以上が5つの細目の説明となります。令和4年度の松林公民館予算全体といたしましては、12,190,000円となり、令和3年度と比較し、1,247,000円の減額となります。令和4年度予算についての説明につきましては、以上でございます。

#### ◎細田会長

事務局より説明が終わりました。何か質問はございますか。では質問やご意見が無ければ次に移ります。議題4、令和4年度松林公民館事業計画（案）について事務局から説明をお願いいたします。

#### ◎事務局

それでは、議題4 令和4年度松林公民館事業計画（案）についてご説明いたします。資料4をご覧ください。令和4年度につきましては、4月当初から対面による通常での形で主催事業を企画しています。十分な感染対策をとるため、来館する参加人数を減らし、Zoomでの参加も可能とするなど、密にならないように開催していく予定です。1 子ども事業については、全16講座を企画しております。令和4年度に新しく企画しているものとして、「PCプログラミング講座」があります。西浜高校の生徒さんにご協力いただき、小学生の子どもたちにプログラミングを学んでもらうというものです。高校生にはボランティア活動の場を提供すること、小学生には高校生と触れ合い交流する場を提供することを目的に実施する講座です。「リズムトレーニング」はダンスと音楽を融合させた、新しい運動を行うものです。コロナ禍で運動不足となった子どもたちが家でも気軽に体を動かせるようにということを目指しています。2、家庭教育支援関連事業については、全10講座企画しております。「年上母の会」は高齢出産をしたお母さんたちが、集まって、同世代同士で子育てについておしゃべりをすることを目指します。令和4年度も5館連携事業であるスマイリングママサロンをZoomで開催いたします。産後体操をしたり、保育士さんによる手遊びやみんなで子育ての悩みを相談する講座となっております。3 シニア事業については、13事業企画しております。裂画講座は布を切って貼り付ける講座となっております、完成した作品をロビーに展示する予定となっております。令和4年度の新しい事業としては、健康体操、からだバー、孫育て講演会、シニアの再就職セミナーがあります。4 地域課題解決事業は、19事業企画しております。中でも、大山街道はコロナ前の令和元年12月に大山を目指して史跡めぐりながら歩く講座としてスタートしましたが、その後、コロナ禍で中断していました。令和4年度より再開し大山を目指します。次に、「5の学習成果活用・学習情報提供事業」ですが、「春の山野草展」は、公民館利用団体である「茅

ヶ崎山草会」との共催事業で、学習成果の活用、地域交流を図ることを目的とした講座で、昨年度、秋の山野草展から対面で開催しております。春は、公民館で開催する以外にも、市役所ふれあいプラザで開催を予定しております。6以降の事業、事業の概要などにつきましては、ほぼ例年どおりの内容で記載のとおりでございます。ただいま、ご説明いたしました松林公民館の事業計画の他、5館全体で横断的にチームを作り、重点的に取り組むテーマとして「子ども事業」「家庭教育支援関連事業」「シニア事業」の3点について連携を図り取り組んでまいります。また、すべての講座において、定員を減らしその分 Zoom 参加を可能にするサテライト講座にして、密にならないように開催したりするなど、新型コロナウイルス感染症対策を取りながら、状況によっては、Zoom 講座に変更したり、シニア事業などは Zoom 講座に変更すると参加できない方が多数となる場合もありますので、その場合は延期にするなどの対応をとりながら、臨機応変に開催していく予定です。簡単ではございますが説明は以上です。よろしく願いいたします。

#### ◎細田会長

事務局より説明が終わりました。何か質問はございますか。では質問やご意見が無ければ次に移ります。「議題5、諮問・答申について」事務局から説明をお願いいたします。

#### ◎事務局

それでは、議題5 諮問・答申についてご説明いたします。資料5-1をご覧ください。議題5「諮問・答申について」につきまして事務局よりご説明させていただきます。諮問につきましては、社会教育法第29条第2項「公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。」の規定に基づくものでございます。資料5-1「茅ヶ崎市立松林公民館運営審議会に対する諮問について」をご覧ください。公民館は、住民同士が、つどろ（生活のなかで気軽に人々が集うことができる場）・まなぶ（自らの興味関心に基づいて、また社会の要請にこたえるための知識や技術を学ぶための場）・むすぶ（地域のさまざまな機関や団体の間にネットワークを形成）ことを促し、人づくり・地域づくりに貢献することが求められてきました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症対策として令和2年2月末から現在まで公民館の休館、貸室の人数制限・時間制限、公民館主催事業の中止など、長期間にわたり多大な影響を受け続け、また、新しい生活様式が求められている中、公民館事業のあり方にも変化が求められています。そのためには、①インターネットが生活のオプションではなく生きていくための情報を得る命綱にもなり得る時代において、ICT機器を利用できる者と利用できない者の間に生じる格差の解消、②コロナ禍やコロナ後にあっても新たな感染症に対する強靱化、③利用者層の拡大や双方向のコミュニケーション、若い世代の担い手

発掘のための新たな可能性のあるオンライン講座等の活用、④誰一人として取り残さない情報発信等を図っていくことが必要と考えております。

以上のことから、本資料項番1「検討を求める事項」において、「新型コロナウイルス感染症を経た新しい時代の公民館事業のあり方について」として、1つ目「高齢者等のデジタル・ディバイド（情報格差）解消について」、2つ目「対面式講座とオンライン講座等の二刀流について」、3つ目「子どもから高齢者まで誰一人として取り残さない情報発信について」について諮問をいたしますので、ご審議のうえ答申いただきますようお願いいたします。

次に諮問に係る答申作成のスケジュールについてご説明いたします。資料5-2「茅ヶ崎市立松林公民館運営審議会に対する諮問に係る答申作成スケジュール」をご覧ください。項番1、項番2は、先ほどの資料1と同様でございます。項番3におきまして、答申の希望日をお示ししてございまして、令和5年3月に答申をお願いいたします。項番4におきまして、今後のスケジュールをお示ししてございます。まず、今回の令和3年度第2回から5月の令和4年度第1回までに各委員の皆様におかれまして、答申素案の作成、また、必要に応じて臨時会の開催を予定してございます。次に、第1回から10月の第2回までに各委員の皆様におかれまして、答申素案の作成・発表等、また、必要に応じて臨時会の開催を予定してございます。最後に、第2回から3月の第3回までに答申のとりまとめ、また、必要に応じて臨時会の開催を予定してございます。以上のように大変長い期間、委員の皆様方にはご審議いただくこととなりますが、何卒、趣旨をご理解いただき、ご協力のほどよろしくお願いいたします。諮問・答申についての説明は以上でございます。

#### ◎細田会長

事務局より説明が終わりました。かなりレベルの高い話だなと思うのですが、委員さん私以外で6名おりますので、一つの項目を二人ずつで担当していただいてまとめていただく方向ですすめたいのですが、いかがでしょうか。

（各委員賛同）

そうしましたら、この次に開くのが第1回公民館運営審議会で大体5月ということなので、5月の末から6月頃までで良いと思います。この諮問に対しての答申は来年の3月中に出すということで、できれば目標は2月位に設定しておく必要があるかなと、また、必要に応じて日程の調整をしていくことをご了承いただきたいなと思っております。それでは、資料5-2の検討を求める事項の中の（1）「高齢者等のデジタル・ディバイド（情報格差）解消について」というのがございます。まず、これをやりたいという方いらっしゃいますか。2番目は、「対面式講座とオンライン講座等の二刀流について」ですね。

どれも共通している、似ている部分があるので、似た意見が出てくるところがあると思



いますので調整が必要かと思われます。

3番目に「子どもから高齢者まで誰一人として取り残さない情報発信について」についてということになります。

(挙手あり)

3番目を小澤雅子さんと柴田晴美さん担当するということで決まりましたが、村松さんいかがですか。

◎村松委員

難しいのですが1番にします。「高齢者等のデジタル・ディバイド（情報格差）解消について」にします。

◎細田会長

日比野さんいかがですか。

◎日比野委員

難しいですが、2番をお願いします。

◎細田会長

2番ですね。吉原さんいかがですか。

◎吉原委員

村松さんと一緒に1番をやります。村松さん、よろしくをお願いします。

◎細田会長

では、本日欠席されています、松林小学校の小川教頭先生には2番をやっていただきます。日比野さんと一緒にやっていただきますので、よろしくをお願いします。

館長から、この中身についてもう少し説明かアドバイスをいただきたいと思います。

◎事務局

この諮問の問題は非常に難しく、松林茅ヶ崎に限らず、日本全国、もしかしたら、全世界のことで、高齢者「等」とつけておりますが、高齢者に関わらず、デジタル・ディバイドというのは、今後ますます問題になっていくだろうというものです。これになぜ公民館がぶちあたっているかというと、先ほど事務局で説明した令和3年度事業報告や令和4年度事業計画でもお話しさせていただいたように、コロナ禍にあっては、対面式講座ができな

かった時期がありまして、とはいえ、社会教育の火は絶やさないとこの公民館の役割をまっとうするためにどういう形でお伝えしていくかという時に、オンラインである Zoom 講座を開催してきましたが、オンラインのシステムを使える方は限られてしまっておりまして。ただ、使えないと、命綱になる情報を得られる人と得られない人が出てきてしまうという、今まで以上に急速にデジタル化が進んでいくという所です。公民館事業のやり方もあると思いますが、こうしたら、情報格差が解消されるのではないかと、我々も暗中模索のなかで事業を開催している所もありますので、正解はないと思っていますので、こういうことをやったら解消に向かうのではないかと言う事を、1番と2番で共通の所があるのではないかと。従前の対面講座ができないから、1番と2番はからみあっていると思います。

集う、学ぶ、結ぶという対面で得られるものが、今後同じような感染症がやってきた時でも、落ち着いて、対応できるようにすることも必要です。また、逆に、対面とオンラインの二刀流で事業を開催することにより、対面では公民館に来なかった、新しい層がオンラインに来てくれるのではないかとということでもあります。

3番についてはこれまでであっても、紙のチラシやホームページ、最近においては SNS においても情報発信している。情報がすべての人にいきわたるにはどのような方法があるのかを考えていただければと思います。

#### ◎細田会長

情報格差ってどういうものなのかっていう所をヒントにさせていただいて、1、2、3すべて方向性は同じものですので、5月に第1回を開催する時に中間報告をしていただけたらと思います。小川先生には事務局のほうからお知らせいただければと思います。

#### ◎事務局

はい。こちらでお伝えいたします。

#### ◎細田会長

書いていて何か困ったことがあったら、館長に相談していただいても構わないですから。では質問やご意見が無ければ次に移ります。「議題6、その他」について、委員の皆さま、事務局から何かございますか。

#### ◎事務局

2点ございます。1点目は、令和元年度までは、公民館の主催事業として「日本の歳越しもちつき」を松林地区自治会連合会にご協力いただき、実施しておりましたが、皆様ご承知のとおり令和2年度、3年度とコロナ禍により実施できず、令和4年度も事業計画

の中にはございません。令和5年度以降新型コロナウイルス感染症が収束したといたしましても、新たな感染症に対する強靱化を図る上で、公民館の主催事業としては実施をしないことといたしました。審議会委員の皆様にはご承知いただき、ご理解いただければと思います。2点目は、令和4年度の審議会の予定についてですが、議題5でお示ししたように年3回の開催で、第1回目は、5月に、第2回目は10月に、第3回目は3月に開催を予定しています。ここで次回の日程を決めるか、開催月だけ決めておいて、改めて詳細の日程調整はその1か月前ぐらいに行うかどちらがよろしいでしょうか。

◎細田会長

できれば、1か月程度前に日程調整ということによろしいでしょうか。

(一同賛同)

◎細田会長

ありがとうございました。他に何かございますか。

ないようですので、以上をもちまして本日の会議を終了します。チーム間で諮問については、声を掛け合ってくださいすすめていただいて結構です。それでは本日は終了とさせていただきます。本日はありがとうございました。